



2021年12月24日

各 位

会 社 名 佐藤食品工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 邦雄
(J A S D A Q ・ コード 2 8 1 4)
問 い 合 せ 先 管 理 部 長 那 須 智
電 話 番 号 0 5 6 8 - 7 7 - 7 3 1 6

新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書

当社は、2022年4月に予定される株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、本日「スタンダード市場」を選択する申請書を提出いたしました。

当社は、移行基準日時点（2021年6月30日）において、当該市場の上場維持基準を充たしていないことから、下記のとおり、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を作成しましたので、お知らせいたします。

記

○当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の移行基準日時点におけるスタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりとなっており流通株式比率については基準を充たしておりません。当社は、流通株式比率に関して2026年3月期までに、上場維持基準を充たすために、取組を進めてまいります。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式比率 (%)
当社の状況 (移行基準日時点)	825人	14,538単位	23.1億円	15.5%
上場維持基準	400人	2,000単位	10億円	25%
計画書に記載の項目	—	—	—	○

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

○上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、課題及び取組内容

（基本方針）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、必要な資本政策を適時に実行していく方針です。また、スタンダード市場における上場維持は、当社が投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた会社であることを示すために重要であると認識しており、できるだけ早期に「流通株式比率」を改善し、スタンダード市場の上場維持基準を充足することを基本方針としております。

（課題）

当社は、創業者が当社株式を安定的に保有し続けていること及び資本政策遂行の一環として取引先や金融機関との結び付きを強めることを目的に、かかる取引先や金融機関に対して当社株式の取得を打診したことを背景として比率10%を超える主要株主や事業法人等に区分される株主の保有割合が高いこと、個人株主の保有割合が低いこと、自己株式を30%超保有していること等により「流通株式比率」が低位であることが、スタンダード市場の上場維持基準適合への課題であると認識しております。

（取組内容）

流通株式比率向上のため、以下の取り組みを実施してまいります。

① 大株主への流動化に向けた働きかけ

当社は、事業上シナジーを有する事業法人との連携を重視した資本政策を執ってまいりましたが、かかる事業法人等に区分される株主に対して、現在の関係性を維持しながら保有する当社株式の売却を促すなど「流通株式比率」の改善を図ってまいりたく存じます。また、保有比率10%を超える主要株主に対しても同様の働きかけを行ってまいります。本取り組みにつきましては、2022年3月期中に着手して2026年3月末まで継続的に実施してまいります。

② 自己株式の活用および消却

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的に自己株式を保有しており、現在、取締役に対するストック・オプション（新株予約権）に活用しております。今後は、株式交換や株式交付等の会社法上の制度を活用したM&Aや従業員を対象とした株式報酬制度の新規導入等に活用の幅を拡げてまいりたく存じます。また、自己株式の消却等「流通株式比率」の改善に資する施策を適宜、検討、実施してまいります。具体的な内容につきましては、現在検討中であり、決定次第公表いたします。

③ 個人株主増加に向けた取り組み

当社は、「流通株式比率」の改善に向けて個人株主の増加が必要不可欠であると考えており、企業価値及び業績向上に応じた安定配当の実施、株主優待制度の継続および拡充、当社従業員持株会の活性化等、個人株主の増加に資する施策を積極的に講じてまいります。また、2023年3月期を目処に従来のB2Bビジネスに加えて、ECプラットフォームを活用したB2Cビジネスを展開することで、収益性向上とともに当社および当社製品の認知度を高め、幅広い投資家層の関心を集めることを目指してまいります。

(計画期間)

当社の流通株式数は、1,453,888株(移行基準日時点)と少なく、短期間に大量の株式を市場に供給することは株価形成においてマイナスの影響も懸念されることから、上述の①「大株主への流動化に向けた働きかけ」は、2022年3月期中に着手して2026年3月末まで継続実施、②「自己株式の活用および消却」は、2022年3月期中に着手して2026年3月末まで継続検討及び実施③「個人株主増加に向けた取り組み」は2024年3月末までに実施することとし、2026年3月末までに上場維持基準(流通株式比率25%以上)を充たすことができるように段階的に流通株式比率向上のための施策を実施してまいります。

以 上